

認定介護福祉士認定規則第 11 条第 1 項に定めるやむを得ない事情
による長期休業等の範囲について

2019 年 7 月理事会

認定介護福祉士認定規則第 11 条第 1 項に定めるやむを得ない事情による長期休業等の
範囲等を以下のとおりとする。

1 長期休業等の範囲

- (1) 産前産後休業、育児休業、介護休業等の休業期間
- (2) 本人及び家族の病気等による休業期間
- (3) その他、上記に準ずる事情がある場合は、個別に審査を行うこととする。

2 その他

- ・ 認定介護福祉士の更新要件に係る 5 年の間に、やむを得ない事情による長期休業等
の期間がある場合は、別に定める様式により、機構事務局に届け出ることとする。

附則

1 規程の変更

この規程を変更するときは、認定委員会の議決を経なければいけない。

2 施行日

この規程は、2019 年 7 月 18 日から施行する。

3 既登録者に対する更新期限の特例

当該規程が施行された時点において、既に認定介護福祉士として登録されている者につ
いては、当該規程が適用された日から 5 年を経過した後の 3 月末日を更新期限とする。